

十六、航海中寄港中及現在船中ニ「ベスト」鼠又ハ鼯鼠ノ有無
十七、他港ニ於テ検査消毒停船ノ有無
右之通相違無之候也
年 月 日

船 船
醫 長
某 某
印 印

海難其ノ他ノ事實届出方

(昭和八年五年二十五日遞信省令第二十三號)

- 第一條 海技免狀ヲ受有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當シタルトキハ當該船舶ノ船長、船長不在ナルトキハ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テ其ノ地若シ其ノ地ニ當該官公署ナキトキハ其ノ後最初ニ到着シタル地ノ管海官廳、警察官署又ハ市町村役場、外國ニ在リテハ領事官又ハ貿易事務官ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 但シ船員法第十七條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一、船舶ヲ放棄シタルトキ
 - 二、自他ノ船舶ヲ問ハス之ニ損害ヲ加ヘ又ハ之ヲ沈没セシメタルトキ
 - 三、人ヲ殺傷シタルトキ
 - 四、海難ニ罹リタル船舶アルコトヲ認メタルトキ
 - 五、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
 - 六、亂醉粗暴其ノ他ノ不行アリタルトキ

新海事法令集終

- 第二條 前條各號ニ該當スル事實アリタルコトヲ認知シ又ハ其ノ事實アリト思料スル者ハ其ノ所在地ニ於テ前條ニ掲クル官公署ニ其ノ旨届ツヘシ
- 第三條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十年遞信省令第十九號ハ之ヲ廢止ス

危險物船舶運送及貯藏規則

(昭和九年二月五日)
逓信省令第十四號

- 第一條 船舶ニ依ル危險物ノ運送又ハ船舶ノ常用危險物ノ貯藏ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ船舶ノ全部ヲ以テ軍事輸送ノ用ニ供スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 船舶ノ常用危險物ノ範圍ニ付テハ開港港則施行規則第十八條ノ規定ヲ準用ス
- 第二條 本令ニ於テ危險物トハ別表第一號表ニ定ムルモノヲ謂ヒ火藥類トハ同表第一號乃至第八號ニ掲グルモノヲ謂フ
- 第三條 火藥類ヲ貨車積ノ儘鐵道連絡ノ爲船舶ニ積ミ運送ヲ爲ス場合ニハ第二十一條及之ニ基ク第二十七條ノ罰則ノ規定ヲ除クノ外本令ヲ適用セズ火藥類鐵道運送規程ニ依ル
- 第四條 危險物ノ荷送人ハ危險物ノ容器及包裝ニ關シテハ別表第二號表ニ定ムル所ニ依ルベシ但シ陸海軍ノ託送ニ係ルモノハ其ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得
- 船長ハ危險物ノ積付ノ方法及場所ニ關シテハ別表第二號表ニ定ムル所ニ依ルベシ
- 第五條 危險物ノ荷送人ハ危險物ノ容器又ハ包裝ノ外部見易キ所ニ品名(火藥類ニ在リテハ火藥、爆藥、火工品及普通火工品ノ別)ヲ朱記シ又ハ朱記シタル標札ヲ附シ且取扱上ノ注意事項ヲ表示スベシ
- 第六條 火藥類ハ其ノ容器、包裝及内容ノ表示ニ關シ前二條ノ規定ニ依リタルモノニ非ザレバ之ヲ船積スルコトヲ得ズ
- 火藥類ノ荷送人ガ銃砲火藥類取締法施行細則ノ規定ニ依リ當該官廳ノ運搬許可證ヲ受クベキ場合

ニ於テハ船長ガ其ノ許可證ヲ檢閲シタル後ニ非ザレバ之ヲ船積スルコトヲ得ズ
第七條 危險物ヲ外國ニ於テ船積シ又ハ外國ニ於テ船積シタル危險物ヲ日本ニ於テ積換フルトキハ其ノ容器、包裝及内容ノ表示ニ關シ第四條及第五條ノ規定ヲ適用セズ

第八條 火藥類（普通火工品ヲ除ク）ハ管海官廳ノ許可ヲ受ケ又ハ遞信大臣ノ認定シタル積荷ノ檢定ヲ行フ公益法人ノ檢定ヲ經タルトキニ限り之ヲ火藥庫以外ノ場所ニ積藏スルコトヲ得
前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ附録書式ノ申請書ニ通テ船積地ニ在ル管海官廳ニ提出シ當該官廳ノ指定スル所ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ但シ官廳又ハ公共團體ノ申請ニ係ルモノニ付テハ手数料ヲ徵收セズ

手数料ハ當該官吏ノ臨檢一回毎ニ三十圓トス
手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ手数料納付書ニ貼附シテ之ヲ納付スベシ
手数料ハ申請者ノ都合ニ依リ其ノ申請ヲ取下ゲタルトキト雖モ當該官吏ガ船舶ニ臨檢シタル後ナルトキハ之ヲ徵收ス

第九條 管海官廳ハ前條ノ申請アリタルトキハ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢セシメ申請ヲ適當ト認ムルトキハ申請書ノ一通ニ許可ノ與書ヲ爲シ許可ヲ爲シタル年月日及官廳名ヲ記載シ官廳印ヲ押捺シ之ヲ申請者ニ還付ス

第十條 積荷ノ檢定ヲ行フ公益法人第八條第一項ノ認定ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ之ヲ遞信大臣ニ提出スベシ
一 積荷ノ檢定ニ關スル規則

二 手数料及旅費ニ關スル規則
三 積荷檢定員ノ氏名及履歷

遞信大臣ノ認定ヲ受ケタル積荷ノ檢定ヲ行フ公益法人積荷檢定員ヲ選任セントスルトキ又ハ前項第一號若ハ第二號ニ掲グル規定ヲ變更セントスルトキハ遞信大臣ノ認可ヲ受クベシ
遞信大臣ハ第八條第一項ノ認定ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ認定ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示ス

第十一條 甲板ヲ有セザル船舶旅客ヲ搭載スルトキハ火藥類ヲ船積スルコトヲ得ズ
甲板ヲ有スル船舶ト雖モ旅客ヲ搭載スルトキハ雷酸塩（雷汞ノ類）其ノ他ノ起爆劑及爆藥ヲ裝填シタル火工品ヲ船積スルコトヲ得ズ但シ陸海軍ノ託送ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 湖川港内ニ於テ火藥類ノ船積若ハ陸揚ヲ爲ス船舶又ハ火藥類ヲ積藏シ湖川港内ニ於テ航行、碇泊若ハ繫留セントスル船舶ハ船積地、陸揚地、發航地、碇泊地又ハ繫留地ヲ管轄スル警察官署ニ其ノ品名及數量竝ニ其ノ日時及場所ヲ届出ヅベシ
前項ノ規定ハ船舶ノ常用火藥類ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十三條 石油類ヲ積藏スル船艙ハ他ノ船艙、機關室、石炭庫、軸路、旅客室、船員室又ハ料理室等ニ其ノ發生ガスタ漏洩セシメザル水密隔壁其ノ他ノ設備ヲ有シ且該船艙ノ換氣管ハ二重細目金網製覆ヲ施シタルモノナルコトヲ要ス

石油類ヲ積藏シタル船艙内ノ電線ニハ電流ヲ通ズルコトヲ得ズ但シ船舶設備規程第二百六條ノ規定ニ依ル電氣設備ヲ有スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十四條 危險物ノ積藏、船積又ハ陸揚中ノ船舶ニ於テハ危險ヲ及ボス惧アル修繕工事ヲ爲スコト

ヲ得ズ

第十五條 火藥類ハ旅客ノ乗船又ハ下船ト同時ニ船積又ハ陸揚ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 火藥類ヲ船積、陸揚又ハ荷練スルトキハ之ヲ投下シ又ハ激突セシムベカラズ

第十七條 銃砲火藥類取締法施行規則第十八條各號ニ掲グル以外ノ火藥類ハ所轄警察官署ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テ之ヲ船積、陸揚又ハ荷練スルコトヲ得ズ

第十八條 危險物ノ船積若ハ陸揚ヲ爲ス場所又ハ之ヲ積藏シタル場所ニ於テハ裸火若ハ燐寸其ノ他發火シ易キ物品ヲ携帶シ、鐵釘ヲ附シタル靴類ヲ穿チ又ハ喫煙スルコトヲ得ズ

第十九條 火藥類及石油類其ノ他可燃ガスヲ發スル危險物ヲ積藏シタル船艙ニ於テハ安全燈ヲ除クノ外懷中電燈其ノ他ノ燈火ヲ使用スルコトヲ得ズ又當該船艙ノ開閉ニ當リ金槌等ヲ使用スル場合ハ火花ヲ發セザル様適當ナル措置ヲ講ズベシ

第二十條 危險物ノ船積又ハ陸揚作業ヲ中止又ハ完了シタルトキハ直ニ火藥庫又ハ船艙ヲ閉鎖スベシ

第二十一條 銃砲火藥類取締法施行規則第二十八條ノ規定ニ依リ倉庫ニ貯藏スルコトヲ得ベキ數量ヲ超過スル火藥類ヲ積藏スル船舶湖川港内ニ於テ航行、碇泊又ハ繫留スルトキハ晝間ハ赤旗ヲ夜間ハ紅燈一箇ヲ檣頭其ノ他見易キ場所ニ掲グベシ但シ船舶ノ常用火藥類及第二十四條ニ掲グル火藥類ノミヲ積藏スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 船舶ニハ其ノ常用外ノ火藥類ヲ貯藏スルコトヲ得ズ但シ業務用トシテ貯藏スル場合又ハ銃砲火藥類取締法施行規則ノ規定ニ依リ繫留船若ハ倉庫船ニ貯藏スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 旅客ハ火藥類ヲ携帶シテ乗船スルコトヲ得ズ但シ船長ノ許可ヲ得テ少量ノ銃用火藥類及玩具用普通火工品ヲ携帶スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 銃用實包、銃用空包、銃用雷管、爆管、信管、門管、緩燃導火線、濕藥（箱内ノ火藥又ハ爆藥ヲ爆發ノ危險ナキニ至ル迄十分濕潤ノ上箱ヲ密閉シ該箱ノ上ニ濕藥ト明記シタルモノ）芳香系列ノ硝化物又ハ之ヲ主トスル混和物ニシテ起爆劑ヲ附セザルモノ、硝酸アンモニアヲ主トスル爆藥中ニトログリセリン又ハ硝化纖維素ヲ含有セザルモノニシテ起爆劑ヲ附セザルモノ、煙火及玩具用普通火工品ニハ第十一條及第十五條ノ規定ヲ適用セズ

第二十五條 船長ハ船舶ニ積藏シタル貨物ガ本令ニ違反シタル惧アリト認ムルトキハ何時ト雖モ證人立會ノ上之ヲ開封シテ検査スルコトヲ得

第二十六條 管海官廳又ハ警察官署ハ危險物ノ運送及貯藏ニ關シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨檢セシメ且危險豫防ノ爲必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 船舶所有者又ハ船長第六條、第十一條乃至第十五條、第十七條、第二十一條又ハ第二十二條ノ規定ニ違反シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第十八條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第四條、第五條又ハ第二十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 地方長官ハ遞信大臣ノ認可ヲ受ケ船舶ニ依ル危險物ノ運送及貯藏ニ關シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

第三十一條 本令ハ昭和九年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
 第三十二條 明治四十四年四月遞信省令第九號火藥類船舶運送及貯藏規則ハ之ヲ廢止ス
 第三十三條 第三十條ニ掲グル規定ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ同條ニ依ル遞信大臣ノ認
 可ヲ受ケタルモノト看做ス
 附録書式

火藥類火藥庫外積藏許可申請書

- 一 船種、船名
 - 二 國籍、船籍港
 - 三 船舶所有者名
 - 四 船積港、發航日時及陸揚港
 - 五 積藏火藥類ノ品目及數量
 - 六 積藏場所及其ノ設備
 - 七 積合セ貨物ノ品目及數量
- 右火藥庫外積藏許可相成度危險物船舶運送及貯藏規則第八條ニ依リ及申請候也
- 年 月 日

申請人 船舶所有者又ハ船長
 住所 (所在地)

管海官廳宛

氏 名 (名稱)

別表

第一號表

- 一 雷酸塩類其ノ他ノ起爆劑
 (雷汞、雷銀、雷酸カドミニウム、窒化鉛、硫化窒素、チアゾパークロレート等白色、灰色又ハ黃色様物質ニシテ爆藥ノ起爆劑ニ應用セラレ爆發力強大ナルモノ)
- 二 爆藥類ヲ裝填シタル火工品
 (爆藥ヲ裝填シ又ハ加工シタル彈丸又ハ信管類ニシテ摩擦、動搖又ハ衝擊ニ對シ危險度大ナルモノ)
- 三 硝酸塩混合火藥類
 (硝石ヲ主劑トセル紛狀、粒狀、扁平、圓柱、六稜等ノ緩性火藥類ニシテ摩擦、動搖又ハ衝擊ニ對シ危險ナルモノ)
- 四 硝基化合物火藥類
 (硝酸エステル、ニトロ化合物火藥類ヲ指稱シニトログリセリン及之ヲ主トスル爆發藥及綿藥、芳香系列ノ硝化物及之ヲ主トスル混和物等ニシテ各種ダイナマイト類、トリニトロトルオール、トリニトロフエノール、テトリール等之ニ屬ス)
- 五 塩素酸塩爆藥
 (綿藥又ハニトログリセリンヲ含有スルモノハ自然發火ノ危險アルヲ以テ溫度及通風ニハ特ニ注意ヲ要スベキモノ)
 (スプレングル氏火藥、塩斗藥等ニシテ自然發火ノ惧アルヲ以テ溫度及通風ニ注意ヲ要スベキモノ)

六 過塩素酸塩爆薬
七 火工品

八 普通火工品

九 塩素酸塩類

十 過塩素酸塩類

十一 ニトロ染料類

十二 黄燐類

十三 金属ナトリウム

十四 金属カリウム

十五 燐化カルシウム

(カリソナイト、カーリット等)

(爆薬ヲ装填又ハ加工シタル火工品中比較的安全ナルモノニシテ雷管、爆管、門管、銃用實包、銃用空包等)

(緩燃導火線、發雷信號、信號焰管、星火ヲ發スル榴彈、火箭等ノ煙火類似品、打上煙火、ベンガリー煙火、線香火花等ノ玩具用普通火工品)

(塩素酸カリ、塩素酸ソーダ、塩素酸バリウム等ニシテ無色結晶体ヲ成シ酸化力極メテ強ク分解スルトキハ酸素ガスヲ多量ニ放出シ衝撃又ハ摩擦ニ因リ發火シ他ノ可燃体ト混ズルトキハ其ノ程度特ニ著シキモノ)

(過塩素酸アンモン、過塩素酸カリ、過塩素酸ソーダ等ニシテ白色結晶体ヲ成シ其ノ性質塩素酸塩類ニ同ジ)

(ピクリン酸ノ如ク爆發性ヲ有スルモノ)

(帶黄白色蠟狀物質ニシテ空氣ニ接スル時ハ黄綠色ノ焰ヲ發スル有毒物)

(銀白色ノ軟金属ナリ水ニ接スルトキハ反應強烈ニシテ燃燒シ苛性ソーダヲ生ズルモノ)

(銀白色ノ軟金属ナリ水ニ接スルトキハ反應強烈ニシテ燃燒シ苛性カリヲ生ズルモノ)

(黄燐、石灰、木炭ヲ原料トシテ製造シタル褐色固体ニシテ水ニ接

十六 硫化燐

十七 過酸化ソーダ

十八 過酸化バリウム

十九 カーバイド

二十 晒粉

二十一 マグネシウム粉末

二十二 ニトロセルロース及其ノ製劑

二十三 セルロイド

スルトキハ燐化水素ヲ生ジ自然發火スルモノ)

(白色又ハ黄色結晶様物質ニシテ硫黄ヲ含有スルヲ以テ自然發火スルモノ)

(帶黄色ノ粉末ニシテ空氣中ノ濕氣ヲ吸收發熱シ有機質ノ混在ニ因リ發火スルモノ)

(白色ノ粉末ニシテ空氣中ノ濕氣ヲ吸收發熱シ有機質ノ混在ニ因リ發火スルモノ)

(白色又ハ灰色ノ塊狀ヲ成シ濕氣ニ接スルトキハ非常ニ燃燒シ易キアセチレンガスヲ發生スルモノ)

(塩素ガスヲ消石灰中ニ吸收セシメタル白色粉末ニシテ團塊ヲ成スコトアリ塩素類ニ類似セル強烈ナル刺戟性ノ臭氣トガスヲ發散スルモノ)

(銀色粉末ニシテ空氣中ノ濕氣ヲ吸收シテ發熱シ自然發火スルモノ)

(ニトロセルロースハセルロイド、コロチオン等ノ原料ニシテ植物纖維素ヲ濃厚硝酸、硫酸混液ニ因リ硝化セルモノヲ謂ヒ燃燒極メテ早ク摩擦又ハ日光等ニ依リ發火ス)

(其ノ製劑コロチオンハニトロセルロースヲアルコール、エーテルノ混和液又ハアセトンニ溶解セル無色透明粘稠ノ液ニシテ容易ニ引火シ燃燒スルモノ)

(無色透明ナルモノニ染料ヲ混ジタルモノアリ樟腦ノ香氣ヲ有シ彈

- 二十四 硝石類
- 二十五 油紙油布類
- 二十六 酸類

カアル固体ニシテ燃焼シ易キモノ)

(硝石、智利硝石等ニシテ白色結晶体ヲ成シ酸化力強ク容易ニ酸素ヲ放出シ發火スルモノ)

(亞麻仁油等ノ乾燥性油ニ乾燥性油及動植物油ヲ混ジ塗布シタル防水紙又ハ防水布ニシテ油類ノ自己酸化ニ因リ發火スルモノ)

發煙硫酸(硫酸中ニ無水亞硫酸ヲ吸收セシメタルモノニシテ硫酸ニ比シ危險度高キモノ)

強硫酸(油狀ノ液ニシテ酸化力強ク有機質、無機質ヲ酸化シ高熱ヲ生ジ自然發火スルモノ)

發煙硝酸(硝酸中ニ次硝酸ヲ吸收セシメタルモノニシテ硝酸ニ比シ危險度高キモノ)

強硝酸(無色又ハ黃褐色ノ液ニシテ強キ酸性ヲ有シ有機質ヲ酸化シ自然發火スルモノ)

- 二十七 二硫化炭素
- 二十八 石油類

- 二十九 可燃性液体類

(無色又ハ帶黄色ノ液体ニシテ揮發シ易ク不快臭アリ空氣ト混ズルトキハ爆發性ヲ有シ攝氏零下二十度ニ於テ引火スルモノ)

第一種石油、第二種石油(未製石油及其ノ蒸溜産物又ハ變成石油ニシテアベール又ハペンスキ閉塞發焰試験器ヲ用ヒ七百六十ミリメートルノ氣壓ニ於テ攝氏二十一度未滿ノ溫度ニテ發焰スルモノヲ第一種石油トシ二十一度以上七十度未滿ノ溫度ニテ發焰スルモノヲ第二種石油トス)

(エーテル、メタノール、ベンゾール、トルオール、ソルベントナ

- 三十 壓縮ガス及液化ガス類

- 亞硫酸ガス
- アンモニアガス

フサ、アルコール、アセトン、キシロール、テレピン油、アミールアルコール、アチールアルコール、芳香系列ノ炭化水素等)

アセチレンガス(カーバイドニ水ヲ作用セシメテ生ズル無色ガスニシテ爆發シ易キモノ)

油ガス(石油類ヲ分解シテ得ラルル下級炭化水素ヲ含有スルモノニシテ燈用ガスナリ)

水素ガス(無色無臭ノ輕キガスニシテ酸素ト混合スルトキハ爆發スルモノ)

硫化水素ガス(硫化物ニ酸ヲ作用セシメテ得ラルルモノニシテ空氣又ハ酸素ト混合シタル場合火氣ヲ近ヅクルトキハ容易ニ爆發スルモノ)

一酸化炭素ガス(炭素ノ不完全燃焼ニ因リ生ズルモノニシテ酸素又ハ空氣ト混合シ火花ニ依リ爆發スルモノ)

石炭ガス(石炭ヲ乾溜シテ得ラルルガスニシテ空氣中百分ノ八乃至二十三ヲ混ズルトキハ爆發性ヲ具備スルモノ)

天然ガス(石油地帯等ニ天然ニ噴出スルガスニシテ空氣ト混ズルトキハ爆發スルモノ)

亞硫酸ガス(無色ニシテ稍臭氣アリ熱シタル金屬類ヲガス中ニ投ズルトキハ發火スルモノ)

アンモニアガス(特有ノ刺戟臭アルモノニシテ塩素ガス又ハ沃度ト混ズルトキハ爆發スルモノ)

十五	十四	十三	十二	十一
燐化カルシウム	金屬カリウム	金屬ナトリウム	黃燐	硝酸染料類
ノ間隙ニハ鋸屑、鉋屑、其ノ目張ヲ充填シ蓋ノ合目ハ	右ニ同ジ	石油類ヲ入レタル硝子壺又ハブリキ罐ニ入レテ密封シ更ニ完全ナル罐ニ密封ス	正味五百瓦未滿ノ場合ハ水ヲ充テセル硝子壺ニ入レテ封ス、封蠟ノ類ニテ嚴	陶器、磁器、純錫器、純アルミニウム器、硝子器、木器等ニ收容シ完全ナル罐詰ト爲ス
類ニテ填充ス	右ニ同ジ	完全ナル木箱入トス	木箱ニ入レ壺ノ周圍ニ鋸屑、鉋屑、細砂、藁ノ類ヲ填充ス	右ニ同ジ
濕氣トノ接觸	右ニ同ジ	右ニ同ジ	上甲板積ト爲スコト	上甲板積ト爲スコト

十	九	八	七	六	五
過塩素酸類	塩素酸類	普通火工品	火工品	過塩素酸	塩素酸塩
過塩素酸アン	過塩素酸カリウム、過塩素酸ソーダ	燧火、煙火、煙火工品、玩具類	雷管、爆管、門管	カーリット	スプレングル、氏火薬ノ類
完全ナル罐詰ト爲ス但シ過塩素酸カリハ罐詰ト爲サザルコトヲ得	完全ナル罐詰ト爲ス但シ塩素酸カリハ罐詰ト爲サザルコトヲ得	内容物ノ動搖ヲ豫防シ得ル様適當ノ處置ヲ施シ得	内容物ノ動搖ヲ豫防シ得ル様適當ノ處置ヲ施シ得	右ニ同ジ	右ニ同ジ
右ニ同ジ	木樽又ハ木箱入トス		右ニ同ジ	右ニ同ジ	右ニ同ジ
	中甲板又ハ上甲板積ト爲スコト		右ニ同ジ	右ニ同ジ	右ニ同ジ

二十四硝石類	硝酸カリ	硝子壘ニ入レ嚴封ス	木箱ニ入レ壘ノ周圍ニ鋸屑、鉋屑、藥ノ類ヲ填充ス
二十五油紙油布類	智利硝石	木箱、木樽又ハドラム入トス 撒積ノ場合ヲ除クノ外内 麻袋ノ露出セザルニ重ノ 麻袋入トス	木箱ニ入レ壘ノ周圍ニ鋸屑、鉋屑、藥ノ類ヲ填充ス
二十六酸類	壘詰トシ石膏、封蠟ノ類 ニテ密封ス アルミニウム製又ハ不鏽 銅製ドラム入トス	木箱ニ入レ壘ノ周圍ニ鋸屑、鉋屑、藥ノ類ヲ填充ス	木箱ニ入レ壘ノ周圍ニ鋸屑、鉋屑、藥ノ類ヲ填充ス
		木箱又ハ筵包ト爲ス等内部ノ 通氣ヲ阻害セザルコト	木箱又ハ筵包ト爲ス等内部ノ 通氣ヲ阻害セザルコト

上甲板積ト爲ス
日光、燈火、
火花等ヲ避ク
爲帆布ヲ以
テ覆ヒ、チ
ムバヒス、
突等熱物、
接近セザル
ルコト

二十七	二硫化炭素	厚サ約〇・三二(三十番) 以上ノ鐵板ニテ製シタル レ二十五立未滿ノ容器ニ入 レ嚴封ス	罐ト密著セル木箱入トス
二十八	石油類	油槽ニ積藏スル場合ヲ除 クノ外ドラム又ハブリキ 罐ニ入レ嚴封ス	罐ト密著セル木箱入トス 沿海區域ニ於テ少量ヲ運送 スル場合ニ限リ細掛ケ裸罐ト爲 スコトヲ得

汽罐室、炭料
場、客室及船員
旅客ニ接シ
室、火氣アル
場所ニ接シ
テ積藏セザル
コト
裸積ト爲ス
モ積上テ幾層
積ト爲ス
他ノ積上テ幾層
積ト爲ス
積ト爲ス
コト
木箱入トス
裸積ト爲ス
問ハズ横積ト
爲ス
爲ス
ス

- 備考
- 一 火藥類以外ノ危險物ニ付テハ事情ニ應ジ本表ニ定ムル事項ニ適當ナル變更ヲ加フルコトヲ妨
ゲズ
 - 二 本表ニ掲グル火藥庫ニハ持運式火藥庫ヲ包含ス
 - 三 火藥類ノ積藏ニ付テハ左ノ各號ニ依ルベシ
 - (イ) 船口ヨリ容易ニ接近シ得ル場所ナルコト
 - (ロ) 燃焼シ易キ貨物其ノ他爆發ノ誘因トナルベキ惧アル貨物ニ接近セシメザルコト
 - (ハ) 外板ニ接觸セル場所、震動ヲ受クル場所及旅客室、船員室、油槽、機關室、蓄電池、發電
機、石炭庫、料理室其ノ他火氣又ハ熱氣アル場所ヲ避クルコト
 - (ニ) 他ノ貨物ノ下積ト爲サザルコト
 - (ホ) 露出セル纜類トノ接觸ヲ避クルコト
 - 四 銃則火藥類取締法施行規則ノ規定ニ依リ別棟ノ火藥類貯藏所ニ貯藏スベキモノハ之ヲ同一ノ
火藥庫又ハ船艙ニ積藏スベカラズ
 - 五 甲板ナキ船艙ニ在リテハ前項ノ火藥類ヲ同一船艙ニ積藏スベカラズ
 - 六 船艙ノ常用火藥類ハ木製ノ箱ニ容レ且容易ニ取出シ得ベキ安全ナル場所ニ之ヲ貯藏スベシ
火工品中安全實包及安全空包ハ火藥類ヲ裝填セザル雷管附又ハ爆發附藥莖ト同一ノ取扱ヲ爲
スコトヲ得

二十九	可燃性液 可燃体類	右ニ同ジ	付ヲ爲サザル コト
三十	壓縮ガス 液化ガス 炭酸ガス 酸素	右ニ同ジ	付ヲ爲サザル コト
	ガス注入前耐壓力ヲ試驗 シタル砲彈型螺絲(ボ ン)ニシテ密封シテ其ノ上 に螺絲(ボ)ヲ旋回 シテ被覆ス但シ夜化炭 酸ガステ容器ニ在リ 及外部ニ突出セザル器 トハ五部ニ出用セザル テハ螺絲ヲ使用セザル ト得	右ニ同ジ	付ヲ爲サザル コト
	(イ) 木杵入トス(直径六・六厘以 上ノ丸太ヲ二ツ割ト爲シ ルモノ四本ヲ組合セテ其 端ハ十字形ニ釘付シテ 片若ハ十字形ノ釘ニ相 ノ底板ヲ當テタルモノ又 ル鐵板ノ類ヲ以テ十分緊 締シタルモノ)	右ニ同ジ	付ヲ爲サザル コト
	(ロ) 堅牢ナル木箱入トス	右ニ同ジ	付ヲ爲サザル コト
	(ハ) ボンブ罐入ノ帽蓋ノ周圍ニ 外徑ハ罐ノ胴丸、内徑ハ 蓋ノ外徑ノ高サハ帽蓋ノ サニ等シキ木又ハ柔軟物 ノ環狀物ヲ挿入シテ帽蓋 完全ニ圍繞シ向テテ作 九厘以上ノ麻繩ヲ以テ作 タル網袋(目ノ太サ四・五 厘平方以下ノモノ)又ハ 製ノ籠ニ入レ其ノ口ヲ緊 縛ス	右ニ同ジ	付ヲ爲サザル コト

- 七 塩素酸カリ、塩素酸ソーダ、ニトロ染料、黄燐、金属ナトリウム、金属カリウム、燐化カルシウム、硫化燐、過酸化バリウムハ易燃性又ハ可燃性物質トノ積合セラ避クベシ
- 八 カーパーバイド、マグネシウム粉末、ニトロセルロース其ノ他ノ製劑、セルロイド、硝石類、油紙油布類、酸類、石油類及可燃性液体類、壓縮ガス及液ガス類ハ自然發火ヲ爲シ易キ物質トノ積合セラ避クベシ

(附録) 大阪府水路取締規則

(明治四十三年八月公布
大正元年九月改正(大阪府令))

第一章 通 則

- 第一條 本則ニ於テ水路ト稱スルハ河川、運河及港灣ヲ謂フ
- 第二條 水路ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁ス
 - 一、水制、測量標、量水標、檢潮標、檢潮器、水道取水塔、水管橋、瓦斯管橋、電纜橋及其保護
 - 杭ニ舟筏ヲ繫留シ又ハ之ニ障害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲スコト
 - 二、他船ニ引曳セラル、舟筏ノ操舵ヲ忽ニスルコト
 - 三、「テントウ」船、劍先船、三十石船其ノ他之ニ類スル船舶若ハ長二十尺以上ノ筏ヲ船夫又ハ筏夫一人ニテ運航スルコト
 - 四、船體不相當ト認ムヘキ重量物件ヲ搭載航行スルコト
 - 五、舟筏、竹木等ノ繫留ヲ忽ニスルコト
 - 六、土砂、瓦石、石炭殻、塵芥、木片等ヲ投棄スルコト
 - 七、他ノ舟筏等ニ驚口類ヲ鉤シテ運航スルコト
 - 八、大阪市、堺市ニ在リテハ許可外ノ場所ニ於テ游泳ヲ爲スコト
 - 九、安治川筋、木津川筋及築港ニ於テハ本則ノ指定シタル場所外ニ船舶ヲ碇泊スルコト
 - 十、碇泊船舶ニ故ナク看守人ヲ置カサルコト但シ「艇船」「テントウ」船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此

ノ限ニアラス

十一、入津料取立所、渡船場、巡航船寄航場、汽船繫泊場、船渠、共同物揚場ノ附近ニ於テ舟筏

其ノ他ノ物件ヲ繫留スルコト

第三條 水路ニ於テ左ノ事項ヲ爲サムトスルトキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

- 一、假足場、日覆又ハ構臺ヲ設ケ其ノ他一時水路ヲ使用セムトスルトキ
- 二、神輿渡御又ハ川施餓鬼ノ類ヲ執行セムトスルトキ
- 三、積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船舶ヲ上架又ハ進水セムトスルトキ
- 四、積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船舶ヲ解船、修繕、休航、艤裝等ノ爲五日以上繫留セムトスルトキ、筏ニ付亦同シ
- 五、多衆ヲ會シ端艇競漕ヲ爲サムトスルトキ
- 六、淀川筋天滿橋上流ニ於テ長六十尺幅六尺以上其ノ他大阪市内ノ河川ニ於テ長四十五尺幅六尺以上ノ筏又ハ操縦自由ナラザル物件ヲ運航セムトスルトキ
- 七、舟筏其他ノ物件ヲ連繫シテ運航シ又ハ之ヲ引曳セムトスルトキ
- 八、火藥類搭載船ヲ碇泊セムトスルトキ

第四條 水路使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ區域、期間及使用者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ踏易キ場所ニ建設スヘシ但シ一時使用ノモノハ此ノ限ニ在ラス

大阪市及其ノ接續町村ニ在リテハ前項ノ目標ニ當該官廳ノ檢印ヲ受クヘシ

第五條 運航中ニ非サル筏ニハ所有者若ハ占有者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ踏易キ箇所ニ掲クヘシ

第六條 船舶ノ航法ハ左ノ規定ニ遵フヘシ

一、航路及ヒ滯筋ニ於テハ其右側ヲ航行スヘシ

二、航路及滯筋ニ於テハ他船ト並航スヘカラス

三、航路及滯筋ニ於テ行逢フトキハ互ニ右方ニ避クヘシ若シ之ニ依リ難キ場合ハ上リ船ニ於テ避讓スヘシ

四、航路及滯筋ヲ横切ラムトスル船舶ハ上リ船又ハ下リ船ニ對シ避讓スヘシ

五、汽艇、發動機艇、舢舨、端艇其他櫓櫂ヲ以テ航行スル船舶ハ汽船及帆船ニ對シ避讓スヘシ

六、航路ノ屈角、埠頭、棧橋又ハ碇泊船ニ接シ回航スルトキハ之ヲ右舷ニ見テ航行スルモノハ小廻リヲ爲シ左舷ニ見テ航行スルモノハ大廻リヲ爲スヘシ

前項ハ之ヲ筏ニ準用ス

第七條 船舶ハ海上衝突豫防法其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外濫リニ汽笛、汽角又ハ號角ヲ吹鳴スヘカラス

第八條 汽船ハ他船ニ危害ヲ加ヘサル程度ノ速力ニ於テ進行シ特ニ總噸數四十噸以上ノモノ安治川筋第二區第三區木津川第二區内ニ於テハ舵効ヲ失セサル程度ニ於テ徐行スヘシ

第九條 航行中ハ見張ヲ嚴密ニシ若シ帆ヲ揚ケ又ハ積荷高キ等爲メ前路ヲ見透シ難キトキハ船首ニ見張人ヲ置クヘシ

第十條 船舶ハ錨ヲ船胸ニ垂下スヘカラス

船舶航行中ハ投錨準備トシテ左舷錨ヲ水面以下ニ垂下シ置クヘシ

總噸數百噸以上ノ汽船川筋ヲ航行中ハ必要ニ應シ速ニ投入シ得ル様中錨以上ノ錨ヲ船尾ニ準備シ置

クヘシ

第十一條 積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船舶川筋ニ於テ投錨シタルトキハ浮標ヲ設クヘシ

第十二條 船舶航行中ハ海上衝突豫防法第十條ニ規定セル白燈ヲ船尾ニ掲クヘシ但シ同法第七條乃至第九條ノ船舶ハ白色燈ヲ以テ之ヲ代用スルコトヲ得

海上衝突豫防法第七條第三號第四號ニ該當スル船舶航行中ハ同條第三號ニ規定セル燈火ヲ其ノ前方ニ掲クヘシ

第十三條 碇泊船ハ海上衝突豫防法第十一條ノ規定ニ依ル碇泊燈ヲ表出スヘシ但シ舢舨、「テントウ」船其ノ他小形ノ空船ハ航路ニ面シタルモノヲ除クノ外之ニ依ラサルコトヲ得

第十四條 川筋ニ於テ回航中ノ積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船舶ハ最モ賭易キ場所ニ晝間ハ萬國信號旗Rヲ夜間前檣ノ頂部ニ紅燈一個ヲ掲クヘシ

第十五條 船舶ノ點燈、信號及航行ニ關シテハ前各條ノ外海上衝突豫防法ニ依ルヘシ

第十六條 舟筏運航上障害若ハ危險ノ虞アル場所ニ膠砂、沈没、顛覆シタル船舶其ノ他ノ物件ハ所有者又ハ占有者ニ於テ速ニ之ヲ除却スヘシ

前項ノ除却ヲ終ル迄ハ相當ノ標識ヲ設クヘシ

第十七條 船夫及筏夫ハ年齢十八年以上ニシテ身體強壯ノ者タルヲ要ス

第十八條 警察官吏ニ於テ危害豫防又ハ交通上ニ關シ必要アリト認ムルトキハ臨時其ノ處置ニ付キ指示又ハ命令スルコトアルヘシ

第十九條 大阪市、堺市及其接續町村ニ於テハ水路ニ臨ミタル屋根、物干、窓、手摺等ニ襤褸其ノ他見苦敷物品ヲ懸ケ置クヘカラス

第二十條 本則ニ依ル願届ハ大阪市及其接續町村ニ在リテハ水上警察署其ノ他ニ在リテハ沿岸地所轄警察署ニ差出スヘシ

第二章 大阪港

第二十一條 大阪港界内ヲ内港、外港ニ區別ス

内港ハ築港内ノ海面外港ハ開港々則ニ定メタル大阪港ノ區域内ヨリ築港内ヲ除キタル海面

第二十二條 内港ヲ左ノ二區ニ區別ス

第一區 築港關門口ヨリ内方一千間ノ地點迄

第二區 第一區ヲ除キタル海面

第二十三條 内港ニ出入スル航路ハ關門口兩燈臺ヨリ眞方位北六十五度、東南六十五度ニ走ルニ並行

線内トシ航路ノ延長ハ防波堤外ニ於テハ該燈臺ヨリ五百間防波堤内ニ於テハ第一區境界線迄トス

安治川ニ出入スル航路ハ内港第一區航路ノ南終點ヨリ眞方位北四十二度四十五分東ニ八百十六間、

更ニ其點ヨリ北五十度十分東ニ三百十三間、同航路北ノ終點ヨリ眞方位北四十八度東ニ七百五十四

間、更ニ其ノ點ヨリ北五十二度東ニ三百二十間ノ二線内トス(本項大正元年九月改正)

第二十四條 内港第一區中關門口ヨリ航路ニ沿ヒ北側三百間以内ハ燒燃シ易キ物件ヲ其ノ南側三百間

以内ハ傳染病患者ヲ搭載スル船舶ノ碇泊所トシ殘餘ノ區域ハ帆船ノ假泊所トス

内港第二區ハ汽船及帆船ノ碇泊所トス但總噸數三百噸未滿ノ船舶ハ陸岸ニ接近シテ碇泊スヘシ

第三章 安治川筋

第二十五條 安治川筋ノ區域ハ安治川口(櫻島運河入口ト天保山燈臺トヲ連絡シタル一線)ヨリ上流

春日出橋、端建藏橋及船津橋迄ノ間トシ左ノ三區、區別ス

第一區 官設鐵道線堀割口北岸ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線ト安治川口迄ノ間

第二區 逆川中心ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線及春日出橋ト第一區境界線迄ノ間

第三區 端建藏橋及船津橋ヨリ第二區境界線迄ノ間

第二十六條 安治川筋筋ニ於ケル航路ハ筋筋ノ中央ヨリ左右各十間トス

第二十七條 安治川筋第一區ハ空船、荷役未定船、休航船、修繕船及燃焼シ易キ物件ヲ搭載シタル船

舶ノ碇泊所トス但シ棧橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス

安治川筋第二區ハ前項以外ノ各種船舶ノ碇泊所トス

安治川筋第三區ハ航洋汽船及稅關ノ手數未濟貨物搭載船ノ碇泊所トス但シ曳船汽船汽艇及舢舨ハ元

安治川橋上流北岸ニ碇泊スルコトヲ得

第二十八條 安治川筋ニ於テハ筏ヲ運航スヘカラス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在

ラス

第二十九條 安治川筋第二區第三區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス但シ第二區ニ於テハ「テント

ウ」船、劍先船、其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限ニアラス

第四章 木津川筋

第三十條 木津川筋ノ區域ハ木津川口標標ノ西端ヨリ上流日吉橋及千代崎橋迄ノ間トシ左ノ二區ニ區別ス

- 第一區 中口町南端ヨリ木津川口港標ノ西端迄ノ間
- 第二區 第一區ニ屬セサル區域
- 第三十一條 木津川筋ニ於ケル航路ハ濠筋ノ中央ヨリ左右ヘ各七間トス
- 第三十二條 木津川筋第一區ハ空船、荷役未定船、休航船、修繕船及燃燒シ易キ物件ヲ搭載シタル船ノ碇泊所トス但シ棧橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 木津川筋第二區ハ前項以外ノ各種船舶ノ碇泊所トス
- 第三十三條 木津川筋第二區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス

第五章 罰 則

- 第三十四條 第三條第八號、第六條、第八條及第九條ニ違背シタル者及第十六條第一項ノ除却ヲ忘リタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
- 第三十五條 第二條第一號乃至第七號、第九號乃至第十一號、第三條第一號乃至第七號第四條、第五條、第七條、第十條第一項、第二十八條、第二十九條、第三十三條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ科料ニ處ス
- 第三十六條 第二條第八號、第十九條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス
- 第三十七條 第三條ノ科料ニ關スル罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

大阪府汽船航運營業取締規則

(明治三十四年九月公布
明治四十四年四月改正(大阪府令))

- 第一條 本則ニ於テ汽船ト稱スルハ蒸汽ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船舶ヲ謂フ
- 第二條 汽船航運業ヲ爲サントスル者ハ船舶検査證書若ハ船鑑札ノ謄本及附錄様式ノ明細書ヲ添ヘ届出ヘシ
- 曳船及港灣ノ部分ニ非サル河川ヲ航運スル汽船ニ係ルモノハ前項書類ノ外尙營業ノ方法ヲ詳記シ所轄水上警察官署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ船數ヲ増加シ又ハ營業ノ方法ヲ變更セントスルトキ亦同シ
- 第三條 營業者ニシテ營業所所在地ニ居住セサル者ハ營業所ニ常置スル代理者ヲ定メ雙方連署シ届出ヘシ
- 第四條 荷客ノ運賃ハ貨物ノ種類客室ノ等級ニ據リ之ヲ定メ届出ツヘシ變更セントスルトキ亦同シ運賃額ハ營業所及乘船券賣捌所ニ揭示シ置クヘシ
- 第五條 運賃ヲ受領シタル乗客ニハ乘船券ヲ交付スヘシ
- 乘船券ニハ發著地船名客室ノ等級及運賃額ヲ記載シ番號ヲ附スヘシ
- 第六條 船舶ニハ各客室ニ等級及旅客ノ定員ヲ揭示スヘシ
- 定員ハ船舶安全法ノ適用ヲ受ケサル船舶ニ在リテハ五歳以上十二歳未滿ノ者ハ二人五歳未滿ノ者ハ

四人ヲ以テ一人ニ計算スルコトヲ得

第七條

荷客搭載ニ關シテハ左ノ規定ニ從フヘシ

- 一、旅客ノ住所、身分、職業、氏名、年齢ヲ記錄シ營業所ニ備置キ六箇月間之ヲ保存スヘシ
- 二、火藥類、發火性及引火性ノ物品ヲ搭載セントスルトキハ其ノ品名、數量、積込及陸揚地ヲ届出テ火藥類ハ附録様式ノ標旗其ノ他ハ品名ヲ表記シ且危險物ト朱書シタル標札ヲ掲クヘシ但シ時宜ニ依リ搭載ヲ禁止スルコトアルヘシ

- 三、汚汁又ハ惡臭ヲ發スル物品ハ客室及其ノ附近ニ置クヘカラス
- 四、船内ノ通路ニハ器具、貨物ヲ置クヘカラス

第八條

荷客ノ搭載及陸揚ハ明細書ニ記載シアル場所ニ限ルヘシ但シ臨時冲出シ又ハ潮取ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ豫メ届出ヘシ

第九條

汽船ヲ出航セントスルトキハ其ノ出航時間ヲ記シ拔錨時ヨリ二時間前ニ届出ヘシ變更セントスルトキ亦同シ但シ入航ノ即日出航スルモノハ其ノ届出ノ時間ヲ一時間前ニ減縮スルコトヲ得

第十條

河川航運ノトキハ左ノ規程ニ從フヘシ

- 一、内港(明治四十三年八月府令第六十八號ニ依ル)及各河川ニ於ケル信號ハ海上衝突豫防法第二十八條ニ依ルノ外左ノ例ニ依リ發聲スヘシ
 - 一 發船及航行 長聲(四秒乃至六秒時間以下同シ)一發
 - 一 曳船航行 長聲一發、短聲(約一秒時間)二發
- 二、海上衝突豫防法ヲ適用セサル河川ニ於テモ夜間ハ仍同法ノ規定ニ準據シ船燈ヲ點用スヘシ

三、曳船ノ航行スル河川及其ノ繫曳船數ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ安治川筋第一區下流ニ限り暴風激浪ノ際ハ其ノ制限ニ依ラサルコトヲ得(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

木津川筋 千代崎橋ヨリ落合下流マテ(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

尻無川筋 櫛橋下流

淀川筋 中ノ島七丁目劍先ヨリ築港關門内方千間ノ地點マテ(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

(改正)

中津川筋 春日出橋下流(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

以上ノ各河川ニ於テハ二百石積以上ノモノハ一艘百石積以上二百石積未満ノモノハ二艘以下百石積未満ノモノハ三艘以下但シ安治川筋第一區下流ニ於テハ二百石積以上ノモノハ三艘以下百石積以上二百石積未満ノモノハ六艘以下百石積未満ノモノハ九艘以下ヲ繫曳スルコトヲ得(西洋形船舶ハ一噸ヲ以テ十石ト算シ「テントウ」船劍先船三十石船ノ類ハ舳梁ヨリ艫梁マテノ長八間以上ノモノハ百石積以上八間未満ノモノハ百石積未満トシ其ノ他ノ間數船ハ六間以上ノモノハ百石積以上六間未満ノモノハ百石積未満トス以下同シ)(四十年二月府令第十六號ニテ但書追加)

淀川筋 中ノ島七丁目劍先上流(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

木津川筋 千代崎橋上流

中津川筋 春日出橋上流(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

以上ノ各河川ニ於テハ百石積以上二百石積未満ノモノハ一艘百石積未満ノモノハ二艘以下但シ天神橋上流天滿橋下流ニ於テハ五艘以下天滿橋上流ニ於テハ十艘以下ヲ繫曳スルコトヲ得(四十年二月府令第十六號ニテ改正)

四、曳船ノ曳綱ハ六間以上ニ延長スヘカラス(二十五年府令第九十九號ヲ以テ改正)
 五、曳船ヲ解放シ又ハ停船セントスルトキハ他ノ舟筏通航ノ妨害トナラサル場所ニ於テスヘシ
 第十一條 旅客ヲ搭載スル汽船海上航行中ハ難破船救助ノ爲ニスルノ外荷客ヲ搭載セル他ノ船舶ヲ曳クヘカラス

第十二條 左ノ各號ニ該當スル事故アリタルトキハ最寄警察官署又ハ巡查派出所巡查駐在所ニ届出ヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ之ヲ原狀ニ回復スル義務アルモノトス

- 一、旅客及乗組員中ニ死傷者アリタルトキ
- 二、衝突坐礁其ノ他ノ異變アリタルトキ
- 三、橋梁、水制工、測量標、量水標、護岸、堤防、根圍杭等ヲ毀損シタルトキ

第十三條 左ノ各號ノ行爲ヲ禁ス

- 一、營業所外ニ於テ乗船券ヲ賣捌クコト但シ特ニ認可ヲ受ケタル場所ハ此ノ限ニアラス
- 二、每船各室ノ定員ニ超過シタル乗船券ヲ賣出スコト
- 三、乗船假切符ヲ使用スルコト
- 四、荷主又ハ旅客ニ對シ定額外ノ賃錢ヲ請求スルコト
- 五、正當ノ理由ナク乗船ヲ拒ムコト
- 六、乗船ヲ勸ムル爲メ船名又ハ出船時間ヲ詐リ若クハ客引人ヲ使用スルコト
- 七、每船十分時以上ヲ經過セスシテ出航スルコト
- 八、他船ト速力ヲ競争スルコト
- 九、約束外ノ地ニ於テ強テ旅客ヲ上陸セシムルコト

十、荷主又ハ旅客ニ對シ侮慢猥褻又ハ粗暴ノ言行ヲルコト

十一、船内ヲ不潔ニスルコト

十二、旅客ニ不潔ノ食器又ハ不良ノ飲食物ヲ供スルコト

第十四條 警察官署ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルトキハ出航ノ時間ノ伸縮、荷客積卸場ノ變更又ハ船體ノ使用停止若ハ其修繕ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 警察官吏ハ臨時營業所、乗船券賣捌所及船舶ヲ検査スルコトアルヘシ

第十六條 廢業又ハ廢船シタルトキ若ハ船舶検査證書、船鑑札、明細書ニ異動アリタルトキハ三日以内ニ届出ヘシ

第十七條 營業上家族代理者雇人ノ所爲ニ付キテハ行爲者及營業者汽船乗組人ノ行爲ニ付キテハ行爲者及船長共ニ其ノ責ニ任ス

第十八條 本則ニ定ムル願届ハ第二條第二項及第十二條ノ場合ヲ除ク外所轄水上警察官署ニ差出スヘシ但シ第七條第二號及第九條ノ届書ハ同官署所屬ノ巡查派出所ニ差出スコトヲ得

第十九條 本則第二條乃至第十三條第十六條ニ違背シタル者若クハ第十五條ノ検査ヲ拒ミタル客ハ拘留又ハ科料ニ處ス

前項ノ罰則ニ在リテハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

第二十條 本則第七條第二號、第十條、第十一條、第十二條、第十三條第七號、第八號ノ規定及第十八條ノ罰則ハ非營業ノ汽船ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第二十一條 汽船以外ノ船舶ヲ以テ航運營業ヲ爲ス者ニ對シ航運ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ特ニ命シテ本則ノ幾分ヲ遵守セシムルコトアルヘシ
第二十二條 大阪市内ノ河川ヲ限リ航運營業ヲ爲ス場合ニ於テハ本則第七條第一號及第九條ヲ適用セス

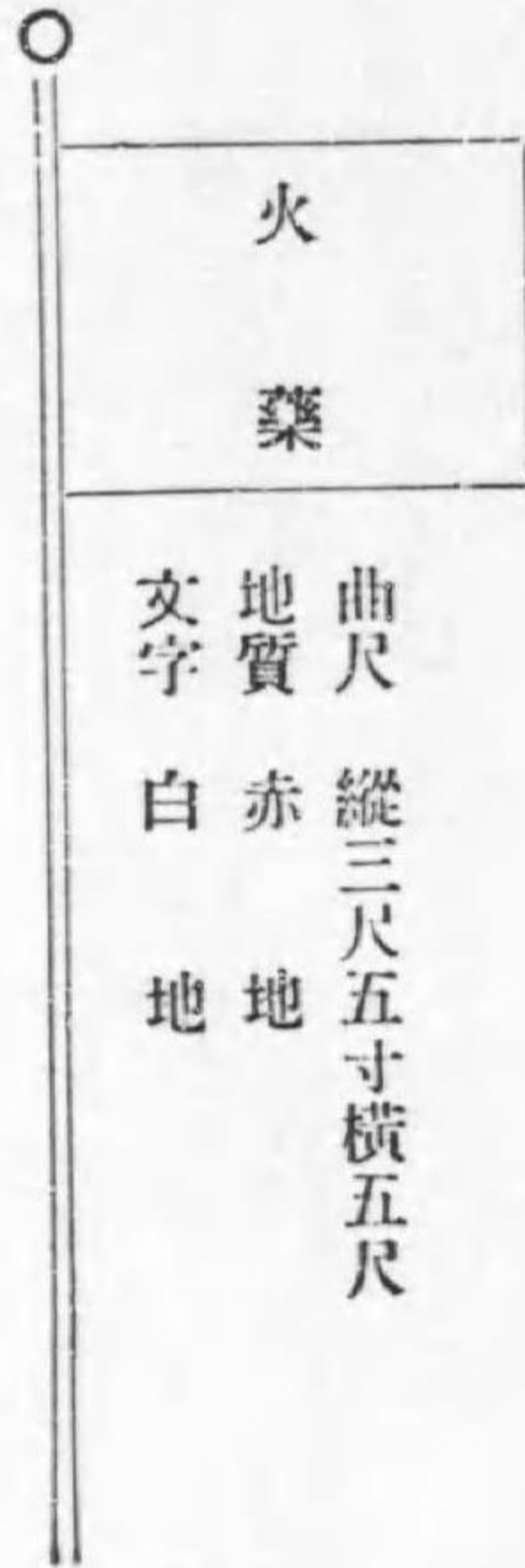
第二十三條 本則施行前認可ヲ受ケタル營業者ハ本則第二條第二項ニ依リ許可ヲ得タルモノト看做ス

汽船何丸明細書

船長ノ氏名及免狀種類
運轉士ノ氏名及免狀ノ種類
機關士ノ氏名及免狀ノ種類
公稱馬力
旅客定員
一時間速力
荷客積卸場
各寄航場
營業場
右之通相違無之候也

住所 汽船航運營業者
氏名

備考 船舶検査證書ヲ受有スル船舶ニ在リテハ船長公稱馬力及旅客定員ヲ記載セサルモ妨ケナシ



火 薬

曲尺 縱三尺五寸横五尺

地質 赤地

文字 白地

昭和九年三月拾五日印刷
昭和九年三月貳拾日發行
昭和九年四月五日增補再版發行

新海事法令集

定價金九拾錢

但送料十二錢

大阪港區北境川町一丁目二十三番地
編輯兼發行人 黒坂利眞

大阪大正區三軒家市場通二丁目二十二番地
印刷所 境川文庫印刷部

大阪港區北境川町一丁目二十三番地
印刷人 堀川菊松

不許
複製

發行所
大阪港區北境川町壹丁目貳拾參番地
電話西二〇四八・五〇九七番
振替口座大阪一五六〇四番
境川文庫出版部

終

